

設 計 書

予算項目	給水費－修繕費
契約番号	修繕第1号

所 長	所長補佐	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和 5 年度	作 成 年 月 日	令和5年4月10日	履行期間	令和6年3月15日 まで
修 繕 名	水道メーター再生修繕(13mm～40mm)			契約者	
納入場所	秋田市上下水道局メーター室 (川尻みよし町14-8)				
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		水道メーター再生修繕(13mm～40mm)	
	業 務 価 格		メーター修繕個数 17,090個	
	消費税等相当額			
	合 計			
			副務者 (職名)氏名	主席主査
			主務者(監督員)(職名)氏名	主事

内 訳 書

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(舶来ネジ)						
接線流羽根車	単乾式水道メーター (13mm)	個	11,910			ロング
接線流羽根車	複乾式水道メーター (20mm)	個	5,050			
接線流羽根車	複乾式水道メーター (25mm)	個	60			L-210
接線流羽根車	複乾式水道メーター (40mm)	個	70			
計		個	17,090			
業務価格						万円未満切り捨て
消費税等相当額						10%
合 計						

水道メーター再生修繕仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が発注する水道メーターの再生修理に適用するものである。

(業務の履行)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、契約書、本仕様書および関係法令の規定に基づき、本業務を円滑に行わなければならない。

(再生修理期間)

第3条 令和6年3月15日（金）までとする。ただし、契約期間途中で修理依頼個数がなくなった場合は、最終修理依頼分の納品を持って契約満了とする。

(施工上の注意および指示事項)

第4条 再生修理するメーターは、接線流羽根車式口径13mm～口径40mm水道メーター（直読・舶来ネジ）とし、業務は次のとおりとする。

- (1) 再生修理可否について選別する。なお、選別の基準については、甲と乙の協議により決定するものとする。
- (2) ケースの清掃および洗浄等を行う。
- (3) その他のメーター部品は全て交換する。
- (4) メーター蓋の塗装は、日本塗装工業会の塗装用標準色とし、12月末日までのメーターを全口径JWMM00-A02、翌年1月1日から契約満了日までを全口径JWMM00-A03とする。
- (5) 性能は、下表のとおりとする。

口径	定格最大流量 (Q3)	計量範囲 (Q3/Q1)
13mm	2.5	R-100
20mm	4	R-100
25mm	6.3	R-100
40mm	10	R-100

- (6) 構造及び材質の基準は、新JIS規格に適合するものであること。また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められている鉛に関する基準を満たすものであること。
- (7) ケースおよびメーター蓋には、口径を問わず、納品する順番で、次のメーター番号から連番で刻印すること。

また、修理するメーターの再生回数を把握するため刻印番号に西暦末数字（23）を表記し、西暦末数の次に再生1回目の回数の1を、再生2回目の回数の2を表記する。

ア 12月末日までに納品するメーターの刻印番号は、231-00001から順次とする。

イ 翌年1月1日から契約満了日までに納品するメーターの刻印番号は、241-00001から順次とする。

ウ ただし、刻印番号がZ〇〇・301・191・201・211・221で刻印されているメーターの再生修理後の刻印番号は、232で刻印し、アと同様に納品するメーターは、アの続き番号とする。また、イと同様に納品するメーターは、イの続き番号とする。

(8) 検定実施機関の検定を受け、合格したものを納品すること。また、計量法および計量法関係法令規定に適合するものであること。

(9) 乙は、業務従事者を定め、メーターの再生修理における円滑な業務に努めること。

(修理依頼メーターの引取り)

第5条 引取り日は甲が定めるものとする。

2 引取り個数は、引取り時点で甲から修理依頼できる個数とする。

(再生修理メーターの納品)

第6条 再生修理されたメーターの納品月および納品回数は、甲の指示もしくは甲と乙の協議で決定する。

2 納品する口径および個数については、甲の指示もしくは甲と乙の協議で決定する。

3 納品にあたり、各口径（13mm～40mm）メーター1個につき、平型パッキンを2個付けること。

4 検年を示すシールはメーター蓋の裏、上部に貼付すること。

5 器差成績書（表）を添付すること。

6 納品場所は秋田市上下水道局メーター室（以下「メーター室」という。）とする。

(再生不能メーターの保管)

第7条 再生修理にあたり、規格外または検定不合格等の理由により、納品できないメーターが判明した場合、乙は納品ごとに、その口径および個数を随時報告すること。また、甲よりメーター修理状況について報告を求められた場合、

乙は速やかに報告すること。

- 2 再生不能メーターについては乙の保管とし、甲からの指示に従い、メーター室へ返却すること。甲または甲の指示を受けた業者が再生不能メーターを引取る場合は、速やかに対応すること。

(出来高払い)

第8条 甲は、乙から納品ごとに完了（一部完了）報告書および請求書を提出させて、出来高請求払いとすることができる。

納期については、1回目は令和5年7月31日（月）までとし、2回目は令和5年11月30日（木）までとする。残りは令和6年3月15日（金）までとする。

- 2 支払いについては、秋田市財務規則第136条第2項(4)を適用する。

(納品後の保証)

第9条 納品後、甲がメーター性能において検査を求めた場合は、乙の責任において速やかに検査し、器差成績を報告すること。また、2年以内の製造上の不良が原因による故障が判明した場合には、乙の責任において修理することを保証しなければならない。

(納品予定個数)

第10条 再生修理メーターの納品予定個数は下記のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 口径13mm : | 11,910個 |
| (2) 口径20mm : | 5,050個 |
| (3) 口径25mm : | 60個 |
| (4) 口径40mm : | 70個 |
| 計 | 17,090個 |

- 2 再生修理ができないメーターにより、前項の納品予定個数が減少する場合もある。
- 3 納品予定個数の再生修理を完了した時点における未修理メーターは、甲の指示に従い、速やかにメーター室へ返却すること。
- 4 第7条に規定するメーターの再生不能が判明し、納品個数に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、契約後に乙が作成する契約額の内訳書（口径別単価内訳書）に基づき変更契約をするものとする。